

欧州統合過程におけるベネルックス三国の外交

——フーシエ・プラン交渉を中心にして——

小林 正 英

欧州統合過程におけるベネルクス3国の外交

——フーシェ・プラン交渉を中心にして——

小林正英

- 一 序論
- 二 フーシェ・プラン交渉の概略
 - (一) パリおよびボンEEC首脳会議とベネルクス協調形成の試み
 - (二) 第一次フーシェ・プラン、英国加盟交渉と「ベルギーの寝返り」
 - (三) 第二次フーシェ・プランとフランスの孤立
 - (四) フーシェ・プラン交渉の頓挫
 - (五) 交渉再開への努力
- 三 グランド・デザイン、エリゼ条約、スパーク・プランの推進
 - (一) 要因
 - (二) 要因
 - (三) 協調の構造についての仮説
 - (四) スパークの政策目標
 - (五) ルンスの政策目標
- 四 結論

一 序 論

ベネルククス三国は、一般に欧州統合の推進に熱心なことで知られている。従来このことは、三国が、通商に依存する経済構造ゆえに、より大きな市場を確保する必要があること、隣接する大国間の戦場となってきた小国であるために、欧州域内の大国の発言権を抑制する必要があること、あるいは、民主的性格の強い超国家的な欧州の建設を推進する立場等から説明されてきた。⁽¹⁾

このようなベネルククス外交の特色は、マッシュアル・プラン実施に際して、より一体的な共同市場の形成を求めた外交、その後のベネルククス経済同盟の形成、一九五〇年代初頭の欧州防衛共同体(EDC)構想での超国家的な政治連合の提案、欧州経済共同体(EEC)創設過程におけるベルギー外相スパークのリーダーシップや、一九六〇年代初頭のフーシェ・プラン⁽²⁾と呼ばれる提案を軸とした政治連合交渉(以下、フーシェ・プラン交渉とする)でのベルギー、オランダ両政府による仏独枢軸の拒否等に現れている。

なかでも、フーシェ・プラン交渉は、欧州を代表する大国に対する小国の拒否行使という、ベネルククスの外交の最も華々しい局面の一つである。この交渉は、フランス大統領ド・ゴールのイニシアチブにより、一九六二年二月一日のバリEEC首脳会談ではじめて公式に提案され、一九六三年四月一七日のバリEEC外相会談でのベルギーとオランダの拒否によって決裂した。フーシェ・プランは、一九五三年のEDC構想の挫折以来停滞していた統合過程の再発進につながる提案であったこと、ゆるやかな国家間連合、いわゆる「諸国家からなる欧州」(Europe des patries)⁽³⁾方式をとり、結果的に、その後一九七〇年代に形成された欧州政治協力(EPC)の雛形となったこと等から、「ベルギーとオランダのような小国の反対さえなければ、政治連合は形成されていたはずだった」という意見もある。

しかし、この意見は、ベルギーとオランダがどのような政治連合を望んでいたのかを明らかに無視している。従来、フーシェ・プラン交渉におけるベルギーとオランダの拒否の意味は、大国への拒否の可能性そのものにあり、大国の欧州統合における政策決定過程の独占への抵抗であると解釈されてきた。⁽⁴⁾ 果たして、両国のフーシェ・プラン交渉における拒否は、真に抵抗的なものであり、欧州統合の方向性について何らの建設的な内容も含んではいなかったのだろうか。すなわち、どのような政治連合を形成するのかという問題について、ベルギーとオランダは解答を用意していなかったのだろうか。

このような疑問に答えるため、本稿は、ベルギーとオランダの交渉担当者すなわち外相が、フーシェ・プラン交渉過程においてどのような主張を展開していたかを、交渉当時の発言に基づいて検討することを目的とする。

以下、第二章においてフーシェ・プラン交渉の経過を概観したのち、第三章においてベルギー外相スパークとオランダ外相ルンズの政策目標を、時間的な変化を踏まえながら検討する。

二 フーシェ・プラン交渉の概略

フーシェ・プラン交渉は、公式には、一九六一年二月一〇日のパリエEC首脳会談における、ド・ゴールのEEC加盟国間で政治連合を形成することについての提案から始まった。⁽⁵⁾ この首脳会談ではフーシェ委員会が設置され、その後七月のボンEEC首脳会談において具体的な条約案の検討の開始が合意された。一月には第一次フーシェ・プラン、翌一九六二年一月に第二次フーシェ・プランがフーシェ委員会において議論に付されたが、フランスとベルギー、オランダを軸とする対立関係は解消されず、四月一七日のパリエEC外相会議で交渉は頓挫した。その後フランス、オランダを除く各国の間から交渉再開のための提案が行われたが、具体的な成果は上がらなかった。欧州政治

統合過程は、再び長い停滞の時期に入っていたのである。⁽⁶⁾

(一) バリおよびボンEEC首脳会談とベネルックス協調形成の試み

交渉の構図は、バリEEC首脳会談では、賛成する五カ国と、孤立しながらも強硬な抵抗姿勢を見せるオランダ外相ルンスというものだった。ド・ゴール提案の内容は、「より緊密な政治協力を組織する手段を探索」しなければならなくなった旨を説明し、国家元首または閣僚級の定例会議に関する提案を提出させるためのフーシェ委員会の設置を求めるものであった。ルンスの反対は、研究委員会の設置を認めることが、即座に六カ国のみによる定例会議の設立と、英国の排除につながることを懸念であった。首脳会談は、コミュニケにおいて「定例」の字句を削除することで妥協を形成した。⁽⁷⁾

その後、ベネルックス三国間で協調形成に向けての交渉が重ねられ、全体としてはルンスがやや軟化したことによって協調形成に成功した。一九六一年三月一八日、六月一五日の二回に渡って交渉は持たれ、六月に双方の歩み寄りがなされた。ベネルックス三国間での協調形成の誘因は、オランダ側にとっては二月のバリEEC首脳会談での孤立の教訓にあった。⁽⁸⁾ 特に二回目の協議については、オランダ側からの発案であるのでこの意味合いが明確である。⁽⁹⁾

六月一五日の協議では、まず午前中はスパークとルクセンブルグ外相シャウスが、オランダ抜きでの政治連合交渉の推進の可能性をほめかしてルンスの妥協を誘ったが、成功しなかった。しかし、午後になるとスパークとシャウスは一転して譲歩を見せ、ルンスもスパークに対する歩み寄りを見せた。スパークは、英国を排除しないために英国の政治連合協議への参加を求め、既存の共同体を保護するためにバリに新たな機構を設置しないというルンスの意見を取り入れ、ルンスは、実際の決定がなされない限りで、NATO問題をボンEEC首脳会談の議題とすることに同意した。三外相は、スパークがベネルックスの共通の立場についてメモランダムを作成することに合意した。

だがスパークが七月上旬に提示したメモランダムでは、前回の協議の内容は全く踏まえられていなかった。スパークのメモランダムでは、共同体事項とされてきた経済分野の問題が、委員会が同等の立場で参加するという条件下で加盟国間の協議で取り上げられることが明記され、他のNATO加盟国との「最終的な対立」に陥るような決定的な立場をとらない限りで、NATO問題で六カ国が何らかの決定に至ることを認め、さらに英国の政治連合協議への参加を、条件としてでなく「望ましい」としてのみ記述し、常設の事務局の設置さえ認めていた。ルンスは、このようなメモランダムの内容に激怒し、スパークに修正を求めた。だがスパークは、政治連合協議での孤立を恐れ、ようやくボンEEC首脳会談で英国の政治連合協議参加問題を取り上げることについて約束したにとどまった。ルンスはこのとき緊密なベネルクス協調を形成することを実質的に断念した。しかしながら、このベネルクスの協調は、ルンスに政治連合条約草案の検討をフーシェ委員会に委託することに同意させたという点で、結果的にルンスの譲歩である。

一九六一年七月一八日のボンEEC首脳会談では、オランダが先のベネルクス三国間の協議の結果、政治連合交渉を拒絶しない姿勢を見せ、加えてフランス以外の各国もフランスに提案内容についての妥協を求め、フランスもこれに応じたため、参加国の間に合意が形成された。ボンEEC首脳会談のコミュニケでは、形成されるべき政治連合は「大西洋同盟を強化する」ものと位置づけられ、既存の共同体の尊重が確認された。すべての領域において、同一の責任と同一の義務を受諾しようとする他の欧州諸国が、欧州諸共同体に加入することを希望する、⁽¹²⁾ という表現で英国のEEC加盟を歓迎する姿勢を示した。このようなコミュニケの内容から、オランダ政府のボンEEC首脳会談に対する評価は好意的なものであった。⁽¹³⁾ だが、ベルギー政府の反応は批判的で、首相ルフェーブルは共同体精神を欠いたあるパートナーという表現でド・ゴールを非難し、⁽¹⁵⁾ スパークはド・ゴールが共同体の権限を「技術的な最小限のもの」に制限し、かつ欧州の防衛協調を謳いあげようとすることに強い反発を示した。⁽¹⁶⁾

(二) 第一次フーシェ・プラン、英国加盟交渉と「ベルギーの寝返り」

一九六一年夏に英国のマクミラン政権が公式にE.E.C加盟申請を行い、⁽¹⁷⁾一月から加盟交渉が開始されることになった。英国の加盟問題がついに動き出したわけだが、その一方でフーシェ交渉も進展を見せていた。いくつかの案が一〇月一九日にフーシェ委員会に提出され、最終的には委員長フーシェの提案が受け入れられて議論の基盤となった(一般的に第一次フーシェ・プランと呼ばれている)。これによって初めてフーシェ・プランが現実にその姿を現した。

あまりに野心的であり、交渉の叩き台としては取り上げられなかったが、このときスパークも独自の案を提出している。⁽¹⁸⁾スパーク案では、政治連合の形成に十年間の過渡期間が設けられることになっていた。このうち前半の五年間は対外政策と文化面あるいは科学研究の面での共同行動の調整に充てられ、後半の五年間では共通対外政策の形成が予定されていた。ベルギー案では、政治連合は補足的な委員会に補佐された閣僚理事会、議会と裁判所等の機構から成り、また既存の共同体の新しい構造への統合が規定された。⁽¹⁹⁾

他方、実際に一月二日から審議が開始された第一次フーシェ・プランの内容は次のようなものであった。

締結国間で、解消できない(indissoluble)国家連合を創設する。そのため、首脳会談を四カ月に一回、年三回開き、その間に少なくとも一回外相が会談し、また、フーシェ委員会を発展させ、首脳会議の決定の準備、その実施の監視を行うとともに、共通外交政策の樹立を到達すべき目標とする機関とする。第一段階においては、投票は全会一致で行われるが、一国または二国は棄権し、または欠席することができる。この棄権または欠席によって決定の採択は妨げられることはない。棄権または欠席した国は、決定の適用を免除される。首脳からなる理事会は、経済三共同体と共通の欧州議会に報告を行う。三年を経過した後に、それまでに得た経験に照らして改正を行う。⁽²⁰⁾

加えて政治連合への新規加盟には、当事国がすでにE.E.C加盟国であることと、加盟について全会一致の賛成を得

ことが求められた。スパークの政治連合案が閣僚理事会、議会と裁判所の並立により超国家的な機構的特質を持つのに対し、第一次フーシェ・プランは定例の首脳会談を基盤とし、しかも全会一致を用いることから、政府間主義的な色彩が濃いものである。英国の参加に関しても、新規加盟についての条項に見られるように、第一次フーシェ・プランは、かなり高い障害を設けていた。

一月八日に予定されていた英国のE.E.C加盟交渉の開始にあたって、一月六、七日にベネルックス三国外相はブリュッセルに集まり会合を持った。⁽²¹⁾ まず六日の日中にルンスとスパークは会談し、スパークがルンスの政策に全面的に同調することが確認された。これが、いわゆる「ベルギーの寝返り (ventement belge)」である。両外相はこの会合において、英国を参加させない限り、ベルギーとオランダは今後政治連合の検討作業に参加しないことを申し合わせた。これがいわゆる「英国先決 (Irrevocable anglicis)」である。⁽²²⁾ シャウスは、その夜、何の前触れもなくこのベルギーとオランダの共同戦線の形成を傳達され、今までルクセンブルグと近い主張を繰り返してきたベルギーの路線變更に大変驚き、もはや両国には同調せずに他の加盟国の側に立つこととなった。

スパークの方針転換とベルギーとオランダの共同戦線の形成により、政治連合交渉の構図は第一次フーシェ・プランに反対あるいは条件闘争を挑むベルギー、オランダ両国と、推進する他の四カ国というものに転換した。一月六日の方針転換以後、スパークは英国加盟問題の先行決着のみならず、フーシェ・プランの内容そのものに対する激しい攻撃を繰り広げ始めた。スパークは、一月一〇日のフーシェ委員会の会合において、ルンスの支持の下で英国を招請してこの交渉に参加させることを希望し、一月二日にはアメリカのナショナル・プレス・クラブで公然と「諸国家からなる欧州」の危険を説いてこれを非難した。⁽²³⁾ こうしたスパークの姿勢は、それまでの政治連合交渉推進の立場をとっていたスパークの残像と重ね合わされることによって、より一層の驚きを持って迎えられた。

スパークとルンスはこれ以後のフーシェ委員会の開催を延期し、政治連合交渉に英国を参加させる件について

EEC外相が協議すべきであると提案した。⁽²⁴⁾ この提案に沿って、NATO閣僚理事会の会期中である二月一日にパリでEEC諸国の外相が会談し、ひとまず英国の政治連合交渉への参加を見送るが、交渉の状況を逐次英国に連絡することで合意し、かつEECへの加盟が自動的に政治連合への加盟であることを確認した。スパークとルンスが最終的に英国の政治連合交渉への参加という要求を取り下げたのは、一月三〇日の会談で、英国のヒューム外相が、スパークに対し、英国政府としては政治連合交渉に直接参加する意志のないことを伝えたためであると言われている。ルンスは一応この結果に満足したが、⁽²⁵⁾ スパークはこの合意形成の後も、第一次フーシェ・プランについて「偏狭で不十分」とする批判を続けた。⁽²⁶⁾

(三) 第二次フーシェ・プランとフランスの孤立

このようにして、フーシェ・プラン交渉において、各国は徐々にではあるが妥協を形成しつつあった。ところが、一九六二年一月一八日のフランス外務省でのフーシェ委員会の会合で、フランス代表は、突然に、政治連合についての新提案、いわゆる第二次フーシェ・プランを提出した。⁽²⁷⁾ この第二次フーシェ・プランでは、既存の共同体機構は自律性を保持せず、EECの諸機関はゆくゆくは「合理化」され、理事会は外交、経済、文化及び防衛政策の接近、調整および統一を図り、欧州議会には勧告のみが許される等とされていた。また、見直し条項では、既存の共同体機構の尊重という文言が削除され、政治連合への新規の加盟については、前年二月一日の合意にも関わらず、再び全会一致の合意が必要とされた。防衛政策の部分では、大西洋同盟に関する記述が削除された。

第二次フーシェ・プランは、EEC諸国によって、新規加盟に冷淡であるのみならず既存の共同体諸機構や大西洋同盟を尊重しないものであると見なされた。これは二月一日の合意を無視しただけでなく、第一次フーシェ・プランに比してさえ、フランスが独自の主張を強めたものである。このようなフランスの態度の急変は他の加盟国に衝

撃を与え、フランス以外の五カ国はこれに反対する側に回ることになったため、今度はフランスが孤立することになった。フランス以外の五カ国は、イタリアの提案により対案を作成することになり、オランダは、期せずして今回の政治連合交渉において初めて多数派の側に身をおくこととなった。⁽³⁰⁾

一月二五日のフーシェ委員会の会合では、フランスと五カ国の案が対決することになった。⁽³¹⁾ 両案の主な相違点は、新規加盟の手続きと、大西洋同盟への言及および政治連合の権限として経済問題を含めるかどうかという点にあった。五カ国案では、政治連合へ新規に加盟するにはE.E.C.の加盟国であるだけで十分とする前年末の合意が尊重されたのである。

(四) フーシェ・プラン交渉の頓挫

この事態を収集するため、一九六二年二月一五日にバーデン＝バーデンでド・ゴールと西独首相アデナウアーは会谈を持ち、共同体の経済領域における権限の尊重、N.A.T.O.への言及などの面でド・ゴールが譲歩する代わりに、アデナウアーは見直し条項の表現を改めることを認めた。⁽³²⁾ 他方、ルフェーブルとスパークは、二月にローマを訪問した際に、イタリアが用意していた調停案に同意した。⁽³³⁾

しかしながら、二月二〇日および三月一五日のフーシェ委員会の会合⁽³⁴⁾ また三月二〇日のルクセンブルグE.E.C.外相会合でも合意は形成されなかった。オランダは三月一五日の会合で、条約調印は英国のE.E.C.加盟に先んじてはならないと主張した。⁽³⁵⁾ 三月二〇日の外相会合では、スパークは、ルンスと協調してフランスとの強い対決姿勢を見せた。⁽³⁶⁾ この会合中には亀裂は修復されず、ついにスパークは四月一七日にパリで再討議することを提案し、了承された。外相会談そのものは合意を作成できず、失敗に終わったが、「バランスはフランス案に傾いた」。⁽³⁷⁾

三月から四月にかけての一月の間、妥協へ向けての努力が続けられた。ド・ゴールは四月四日にトリノでイタリア

アのファンファーニ首相と会談し、大西洋同盟との関係を条約に明記すること、既存の共同体の権限を尊重することを認めた。また、ファンファーニは四月七日にコモ湖畔でアデナウアーと会談し、ド・ゴールとの間に成立した妥協について、アデナウアーとの間にも一致を見た。このようなイタリアを軸とした二国間協議の他、四月二〇日にロンドンで開かれたWEU閣僚会議において非公式な多国間協議の場が持たれたが、妥協は形成されなかった。他方、この多国間協議の場で、ヒースは英国政府の政治連合交渉への参加の希望をはじめて表明した。「オランダが長い間待ち望んでいた瞬間がついに訪れた。ようやくオランダは英国問題について英国自身による支持を得た。ベルギーにとっても、今や英国を排除しなければならない理由はなかった。第二次フーシェ・プランを推進しようとするフランスと、英国問題の先行決着を支持するベルギーと英国という立場の違いは固定的なものとなった」⁽³⁸⁾。

四月一七日のバリエEC外相会談では、第二次フーシェ・プラン以前の対立の構図に戻り、ルンス、スパークの共同戦線とその他の四カ国の対立という状況に陥った。イタリアのセニ外相がフランス、ドイツとの二国間協議の内容を踏まえた、大西洋同盟への言及と既存の共同体の権限の尊重を含んだ妥協案を提示し、基本的にはこの案に意義を唱える国はなかった。見直し条項についても、三年後に条約の見直しを行う点では六カ国すべてが合意した。しかしながら、見直しの際に超国家性を付与すべきかどうかについて、ベルギー、オランダと残る四カ国の間に妥協は成立しなかった。

スパークとルンスがイタリア案に積極的に反対しなかったため、フランス外相クーブ・ド・ミュルビルは協議の打ち切りと条約案の作成および英国への通告と、英国に異論がない場合の条約への署名を提案した。だが、スパークはルンスとともに、他の全ての点について基本的に合意するが、最終的な署名だけは英国のEEC加盟以後にしか行わないとした。このため、妥協は成立せず、外相たちはコミニケも採択せず、次回の会合の期日も設定せずに別れ、フーシェ・プラン交渉は事実上棚上げにされた。

(五) 交渉再開への努力

当初交渉再開にもっとも尽力したのはイタリア政府であった。ファンファーニは、五月一八、一九日にローマでルーフェーブル、スパークと会談し、六月末にはド・ゴール、アデナウアーに書簡を送って交渉の再開を懇請した。この書簡に対する返答の中で政治連合交渉再開の主導的役割を委託されたファンファーニは、七月二三日に、第三回のEEC首脳会談をローマで九月に開催すると発表した。

スパークとルンスは、七月二四日にブリュッセルで会談した後、共同記者会見を開き、英国のEEC加盟交渉の帰趨が決するまでは政治連合条約に署名は行わないとした。現時点で条約に署名することは、英国のEEC加盟に新たな障害を設け、英国国内の加盟反対派を勢いづかせると両外相は主張した⁽³⁹⁾。また、両外相は声明の中で、条約案に署名する条件として、まず六カ国の間で意見の一致に達すること、既成事実となる前に英国の意見を聞くこと、しかし、その合意に達するにはEECの執行委員会にも比すべき「政治委員会」を含む新たな方式を採用すること、などを求めた⁽⁴⁰⁾。ところが、同日スパークはド・ゴールに書簡を送り、そのなかで英国の加盟にこだわらない姿勢を見せている。

しかし、私はもはや全くネガティブな反対の姿勢に閉じこもるつもりはありません。英国の共同市場加盟のいかに関わらず、私は政治的な欧州を推進することは利益にかなうことだと確信しています⁽⁴¹⁾。

これを受け、アデナウアーは八月二八日の記者会見で、ベルギーとオランダが、欧州政治連合の前提条件に英国のEEC加盟を持ち出したことを遺憾とし、しかし、スパークがもはやこの考えを捨てたことを喜んだ⁽⁴²⁾。その一方でスパークの提案については、著しく「共同体的要素」を含んでおり、ドゴールの賛成が見込めないとして控えめな対応しか見せなかった。交渉再開に向けて外交努力を積み重ねていたイタリア政府も、この提案の内容を見て、交渉成功の可能性を瀕踏みした結果、秋に予定していた首脳会談の予定を取り下げたのである。

(六) グランド・デザイン、エリゼ条約、スバーク・プラン

一九六二年四月一七日のフーシェ・プラン交渉の頓挫を受け、アメリカのケネディ民主党政権は、七月四日のフィラデルフィアでの独立記念式典で、「相互依存宣言」を発表した。アメリカ政府は、共通の負担の公平な分析を遂行しうる「イコール・パートナー」として、統合欧州の形成を求めたのである。⁽⁴³⁾このような構想を核とする当時のアメリカの欧州政策は、グラント・デザインとして知られている。しかしながら一九六三年一月一四日のド・ゴールの記者会見によって英国のEEC加盟交渉は無期延期されることとなり、ケネディ政権の欧州構想は水泡に帰した。

アメリカ政府が、英国を含みアメリカと密接な関係を保つパートナーとして、欧州政治連合の形成を強く求めているのに対し、ド・ゴールの次の一手はまったく違う方向を目指したものであった。ド・ゴールは、仏独の政治連合が先行することによって、他のEEC諸国にド・ゴールの構想した形での政治連合交渉の再開を促そうとしたのである。このような使命を負わされたエリゼ条約(仏独協力条約)の交渉は、一九六二年九月はじめのド・ゴールのドイツ旅行の直後から開始され、英国を拒否したド・ゴールの記者会見の中で、その締結が明らかにされた。条約への調印は一九六三年一月二日にエリゼ宮で行われた。

エリゼ条約にアメリカから自立した欧州独自の防衛構想の萌芽を見てとったケネディは、フランスとの「戦争」という言葉まで使って警戒し、結局ドイツ政府内の大西洋主義者たちへの圧力行使などにより、五月八日に条約前文に大西洋同盟の尊重という文言を挿入させてこの危険を回避した。⁽⁴⁴⁾グロセールは、このような一九六三年の状況を総括して述べた。

結局、ケネディの「グラント・デザイン」は一月四日にパリで死に、ド・ゴールの「大きな野望」ドイツに支持されたフランスによる欧州建設は五月八日ボンで挫折した。アデナウアーとマクミランは一〇月に政権を明け渡し、ケネディは一月後に

暗殺された。一九六三年はおそるべき一年であった。⁽⁴⁴⁾

より、大きな枠組みと、より小さな枠組みでの政治連合交渉の再開の試みが失敗に終わったのち、スパークは再びEECの枠組みでの交渉再開を試みた。それが、一九六四年九月九日のWEU総務委員会で提示されたスパーク・プランであった。すでに一月一四日のスピーチなどで示唆していたように、スパークは超国家性を後退させながら政府間主義との妥協を模索する道を選んだのである。

この提案での政治連合は、委員会と首脳会談という二つの機構からなる。まず「三賢人委員会」は、加盟国の間から選出された三名が閣僚委員会の準備、採択された決定の実行そして欧州連合の最終条約の作成など、事務局としての機能を果たすものである。「三賢人委員会」による準備ののち、六カ国の首脳が定期的に会合して最終的な決定を行う。政治連合が扱う分野は外交、防衛、文化であり、政治連合はあくまで各国間の政策の調整を図るものとされた。この政治連合は最終的なものでなく、三年から四年の経験を得るための過渡的なものである。

スパークによれば、三賢人委員会には、超国家的な視野の確保とその将来性の保証が求められ、同時に、過渡期の後の真の政治連合条約の起草の任が負わされていた。他方、定期首脳会談制は政府間主義者、「諸国家からなる欧州」派への配慮であった。⁽⁴⁵⁾だが実際には三賢人委員会制は第三の意味を持っていたと考えられる。スパークは明言を避けているが、ルフェールは、「三賢人は、『極端なゴリスト達』が選出されるのを防ぐため六カ国の協議によって任命される⁽⁴⁶⁾」として、三賢人の選出自体が一種の多数決方式で決されることにより、各国の代表が対等である六カ国協議の場では、ゴリストが多数派となる危険性が減少することを期待して隠さない。まして、フランスの代表が三賢人に選出されたとしても他国の賛成なしにフランス独自の政策を通すことができない。このように三賢人委員会システムは、フランスの封じ込めを図った案という側面があったのである。

このスパーク・プランは、ゴリストの封じ込めという側面をもっていたにも関わらずゴリストを含む広い層か

らの好意的な反応を得たが、結局マンズホルト・プランなど、農業問題で共同体の政治状況が悪化したため、政治連
 合計画案として実際に審議されることなく終わった。このためスバーク・プランをめぐる各国の支持と不支持の構図
 を実証的に述べることはできないが、少なくともオランダとの間に協調を形成しようとする意図はなかったことは明
 らかである。⁽⁴⁹⁾

三 ベルギーとオランダの協調の構造

(一) 推移

フーシェ・プラン交渉におけるベネルックス協調は、三国間の連携のかたちを基準にして整理すると、三つの異
 なった様相を見せている。

一つめのケースは、政治連合交渉そのものに反対していたオランダに対し、ベルギー、ルクセンブルグが協力して
 説得を試みたもので、この協調は政治連合が公式に提案された一九六一年二月一〇日のバリ首脳会談以後、六月一五
 日のベネルックス三国外相会談まで続いた。

二つめのケースは、ベルギー、ルクセンブルグ両国による説得の結果、緩やかではあったが、政治連合交渉推進の
 立場で三国が足並みを揃えることに成功したもので、六月一五日のベネルックス三国外相会談で成立した。ここでは、
 前章で述べたように、英国の加盟問題を政治連合交渉において取り上げるべきだとするオランダの主張と、政治連合
 交渉を開始すべきだとするベルギーの主張がそれぞれバスターされて共有された。しかし、ともに相手国の政策を自
 国のもものとして認めることに抵抗を感じた。オランダは政治連合の必要を認めなかったし、スバークは政治連合交渉

で英国問題を取りあげることで孤立に陥ることを恐れた。また、スパークは、超国家的な欧州と英国の政治統合過程への参加という両項目が内容的に相互に干渉するものであることを明確に認識しており、結果として、超国家的な欧州の主張を一時取り下げると明言せざるを得なかった。しかし、この合意に基づいてボン首脳会談ではオランダが交渉開始に同意したことにより、初めてフーシェ委員会に政治連合条約の草案の検討が委任されて実際の検討が開始された。

三つめは、ベルギーとオランダのみが連携し、フーシェ・プランに反対したり、条件闘争を行ったりしたケースである。この連携は、一九六一年一月六日のスパークとルンスの会談で成立し、一九六二年七月二四日まで続いた。スパークは四月一七日のパリ外相会談のちも、七月二四日にはブリュッセルでルンスとの共同記者会見に臨んで英国抜きの政治連合は拒否するとの従来の主張を繰り返した。しかし、同日のド・ゴールに宛てた書簡では「英国の加盟のいかに関わらず政治連合交渉は推進されるべきだと考える」と述べ、事実上オランダとの政策協調を放棄した。この二枚舌外交が展開された七月二四日こそ、ベルギーとオランダの政策協調が展開された最後の日であるとともに、スパークが政治連合交渉の再開のための新たなカードを切り、オランダとの協調を放棄した最初の日である。

(二) 要因

このスパークとルンスの突然の共同戦線の形成について、要因の分析は一致を見ない。まず、ルンスがこの時期に英国の政治連合交渉への参加を強く主張し始めたことの説明としては、ルンスが最終的に交渉をジレンマの位置に持ち込もうとしたという説と、⁽⁴⁹⁾第一次フーシェ・プランにおいてド・ゴールの英国を排除する姿勢が明確になり、ルンスとしては英国のE E C加盟が政治連合交渉に先立って行われることを主張し続けなければならなかったという説、⁽⁵⁰⁾英国の公式なE E C加盟申請によって、オランダの英国加盟に関する主張が現実味を帯び始めたためであるとす

る説⁽⁵¹⁾また、フーシェ・ブラン交渉におけるルンスの主張にいかなる時間的要因も認めず、一貫して政治連合交渉自体に反対であったとする説⁽⁵²⁾などがある。

また、スパーク側の要因としては、英国の加盟申請およびベルリンの壁構築に際してのフランスの対応があげられている。⁽⁵⁴⁾元来英国の欧州統合過程への参加に積極的であったスパークは、今回一九六一年夏のマクミランによるE E C加盟申請を受けて、E E Cにおける仏独のヘゲモニーに対抗しうるアクターとして、かつ大西洋同盟強化の観点からアメリカとの間に「特殊関係」を持つ国として、英国のE E Cおよび政治連合への参加を求めることになったものである。他方、英国のE E C加盟は、ベルギー政府においては実際にはスパークのものというよりは、スパークを補佐していたスノイ卿の主張であるという指摘もある。⁽⁵⁵⁾

また、同年夏にベルリンの壁が構築されたことへの対応として、八月はじめのアメリカ國務長官ラスクからの書簡の中でスパークはモスクワでフルシチョフとの話し合いを求められたが、九月に他のN A T O加盟国の同意を得ようとした際、ゴリス托の実質的な拒否権行使にあった。スパークはこの出来事によって「全会一致に基づく政治的欧州の枠組みでは(・・・)小国の視点は(・・・)大国が常にその介入を拒もうとするため、全く配慮されない危険にさらされている⁽⁵⁶⁾」という印象を強くした。⁽⁵⁷⁾

(三) 協調の構造についての仮説

このように、ベルギーとオランダの協調形成については、様々な要因が言われているわけだが、本章の冒頭で概観した両国の協調の形成過程や、その結果から考察すると、次のような仮説を得ることができる。

ベルギーは、第一、第二の協調ではオランダ政府を説得することで政治連合交渉の開始をもたらし、その次の段階として第三の協調によって政治連合交渉の内容の変化を要求したのではないだろうか。オランダは、英国の共同市場

への参加を一貫して要求しており、ベルギーとの協議形成はこの目的に添って援軍を得たにすぎない。

ベルギーとオランダの協調形成を分析する上で鍵となるのは、一九六二年一月十一日のルンスのオランダ議会での発言の内容である。この中で、ルンスは「現在のオランダ、ベルギー両政府のフーシェ・ブランに対する具体的な反対(の内容、訳者注)はオランダの原則の立場から派生したものである」と述べ、当時のベルギーとの協調内容がオランダの要求項目であることを明らかにするとともに、ベルギーの妥協による協調形成であることを暗示している。この発言は、ルンスがオランダ議会に対し、現在展開している対外政策に理解を求めるといふ文脈からなされたものであるが、ルンスの他の発言にこれを否定する内容がないこと、スパークの側にも特に矛盾するような発言がないことから、ベルギーとオランダの協調については主にベルギー側のオランダの立場への接近によって形成されたものといえる。

この仮説をふまえ、次節以下でベルギー、オランダ両政府とスパーク、ルンス両外相がフーシェ・ブラン交渉において求めたのは何だったのかを両者の発言内容の分析を通じて検討する。⁽⁵⁹⁾

(四) スパークの政策目標

スパークの展開した目標は多岐に渡り、しかも交渉決裂後、スパーク自身が数年間におよんで説明し続けなければならなかったほど難解な相互の關係を持ち、「現代外交史の中でも最も複雑なエピソードの一つ」と⁽⁶⁰⁾いわれるまでに混乱する時期的な出現の仕方をしている。このため、本節では作業上の問題として、スパークの展開した政策項目について便宜的に具体的なものと抽象的なものに分けて分析した。

スパークの発言に見られる具体的な主張は、時期の順にあげると、英国の欧州統合過程への参加、既存の欧州諸共同体の機構的發展の余地の確保、大西洋同盟との整合性の確保、全会一致制への反対、政治連合条約中に将来の積極

的な發展を明記した見直し条項を挿入すること、政治連合における委員会方式の採用などである。また、抽象的な主張としては欧州政治統合過程の再発展、小国への保証の確保、ナシヨナリズムへの対抗などがある。

具体的な主張のうち、フーシェ・プラン交渉中に固有のものとして英国の欧州政治統合過程への参加、既存の諸共同体の機構的發展の余地確保、将来の積極的な發展を明記した見直し条項の挿入、既存の共同体の經濟分野での権限の保証の四つがある。このうち、既存の諸共同体の機構的發展の余地確保と将来の積極的な發展を明記した見直し条項の挿入の二つの主張は相互補完的であったと考えるのが自然である。ローマ条約、政治連合条約と基づく条約が違ふものの、双方とも条約に政治統合の推進力を求める手法の現れであり、内容的に欧州政治統合という単一の目標に向かうものである上に、この二つの主張が展開された時期は、ちょうど相互に入れ替わりになっている。よって、政治統合の順調な推移を保証する項目として、この両項目は単一不可分のものであると考えてよい。両項目とも、一九六二年七月二四日以降、スパークの發言内容から消えるが、これは既存の共同体の機構的發展が損なわれる危険性が下がったためであろう。

また、既存の共同体が持つ經濟分野における権限が第二次フーシェ・プランの提出によって危うくなったとき、これを保証すべきだとする主張がスパークの發言の中にあらわれた。しかし、これは、一時的、防衛的なものであり、のちには特に言及されることはなくなった。

スパークが政治連合交渉中に展開した具体的な主張のなかで、やはりフーシェ・プラン交渉期間中に固有のものとして英国の欧州統合過程への参加がある。この主張の展開された時期は非常に興味深い分布をしている。オランダとの政策協調を形成した直後から政治連合交渉が最終局面を迎えるまでの間、何回か機会があったにも関わらず、スパークはこの英国加盟問題について強い主張を行っていない。もちろんこの間、一九六一年一月一〇日以降英国の政治連合交渉参加を勝ち取るため、ルンスと共同で他のEEC諸国に働きかけて最終的に交渉内容を英国へ逐次報告

するといった譲歩を引き出すことに成功した。しかしながら、いずれもルンスと共同でのものであり、スバーク単独の意見表明の場合には、特に英国の問題に固執する様子が見当たらない。

このような状況と、前節で述べたようなベルギー、オランダ両国の政策協調の成り立ちを考えあわせると、スバークの中の英国加盟問題の位置づけについて、合理的に説明できる。交渉期間中のスバークの英国加盟問題への個人的な固執のなさと、政策協調項目がオランダの政策の影響下にあるという可能性を並べると、少なくともフーシェ・プラン交渉が一九六二年三月頃に大詰めを迎えるまでは、英国の政治統合過程への参加はスバークの主体的な主張でなかった可能性が見受けられるのである。⁽⁶¹⁾

三月二〇日のルクセンブルグでのEEC外相会談では、オランダは単独で英国加盟問題の決着を待つことを主張し、スバークはこれに同調しなかった。⁽⁶²⁾ところが、三月二十八日の国会答弁以降、フーシェ・プラン交渉の頓挫した四月一七日のパリ外相会談を挟んで七月二四日にド・ゴールに政治連合交渉の再開を求める書簡を送るまでの短い間、スバークは英国の共同体加盟について積極的な論陣を張った。特にパリ外相会談では、見直し条項を除くあらゆる点で妥協が成立していたにも関わらず、英国の加盟交渉の決着に先んじてはならないとの主張により交渉を実質的に葬り去った。その後、スバークは、見直し条項について妥協が成立したとしてもやはり英国の問題によって条約案には署名しなかっただろうと述べており、また、実際にイタリア政府の示した妥協案にすでに同意を表明していたことが知られているので、まったく英国のEEC加盟交渉の帰趨を待つただけに政治連合条約が葬り去られたことになる。⁽⁶³⁾

このようなスバークの変化の背景には、英国の働きかけがあったことが指摘されている。⁽⁶⁴⁾また、ラスクは、スバークは英国のEEC加盟と見直し条項による将来的な超国家性の獲得の保証を同時に求めていると分析していた。⁽⁶⁵⁾スバークも、のちに、このとき英国政府は超国家的な機構について合意しており、超国家性と英国の参加とを同時に獲得するまたない機会だったのだと述べた。⁽⁶⁶⁾

政治連合交渉に關して何にも勝る優先度を突然付与された英国加盟についての要求は、しかしながら、七月二四日のド・ゴールに宛てた書簡では今度は突然取り下げられた。翌年一月一四日のド・ゴールによる記者会見での唐突な英国の加盟交渉の一方的な終結の宣言に對し、スパークはド・ゴールの外交手法を責めるのみであつて特に英国の加盟について新たな政策を打ち出したわけではない。以後、スパークはこの問題に言及することはなくなった。

大西洋同盟との整合性の確保という目標は、フーシェ・プラン交渉の頓挫にも関わらず、その後の政治連合交渉の再開への試みの期間を通じてほぼ一貫して追及された。この目標のため、スパークは、英国以外のEFTA諸国のEEC加盟申請について中立ゆえに難色を示し、欧州を米ソの間に埋没しない独自の仲裁的な第三勢力として確立しようとするド・ゴールの考えをたびたび批判し、政治連合条約中に六カ国独自の防衛政策を含むことを拒絶するとともに、「大西洋同盟を強化するため」という文言の挿入に固執した。

全会一致制への反対は、スパークが非常に多用した表現を使えば、全会一致制が非効率的で非効果的だからであり、この判断は、同様にスパークの説明を忠実になぞれば、スパークの国連、NATOなどの国際機関での経験から導かれたものであつた。スパークは国際機関での個人的な経験から、内部に確立された權威を持たない国際機構は全会一致を達成するか、あるいは拒否権の行使を回避しなければならぬことから、結局少数の反対者に従わざるをえず、結果として有効な行動を起こすことができないと述べた。このような根拠から、スパークは欧州政治連合の構築に際して拒否権を認めず、全会一致以外の方式によって決定を採択しうるシステムを求めた。⁽⁶⁷⁾

スパークは、この全会一致制の否定を超国家性の獲得とみなしていた。超国家性とは、ECS C(欧州石炭鉄鋼共同体)からEECへの発展を研究したハースによって提示され、国際統合論の中で広く受け入れられた概念である。狭義には国際機構が最終的に連邦に至る過程の中で示すダイナミックな特質であり、超国家性によって国際統合の過程にある国際機構は静的、機能的な国際機構と區別され、具体的には機構の権限の自己拡大性によって認識される。⁽⁶⁸⁾

の狭義の概念は、現実政治の中では一九六五年のド・ゴールの空席政策の展開によって、学会では一九六六年のホフマンの論文によって葬られたとされている。⁽⁶⁹⁾

スパークにとって、超国家性とは加重、単純を問わず多数決方式であり、拒否権の廃止であり、全会一致制の否定された機構に見られる特質であった。もちろん遠くは連邦制への移行を見渡しているのが最も望ましい状態ではあったが、多数決のみでも超国家性と言い得た。

私は(・・・)諸国家の欧州と言われるものと超国家的な欧州と言われるものを分かつのは投票の方式であると思います。⁽⁷⁰⁾

私は加重方式を受け入れます。これはなにかんづくローマ条約での、少なくとも三カ国が第三の国は一般的に小国ですが、合意しなければ決定を採択できないとの規定にも取り込まれているからです。これが超国家的な方式というものなのです。⁽⁷¹⁾

これらの発言から、スパークにとって全会一致への反対というのは超国家的な欧州の構築の要請であると言い換えることができる。

スパークは、政治連合を構築するに際して、委員会方式を念頭に置いていたようである。政治連合を運営するにあたり、首脳会談や閣僚会談でなく各国から選出された委員によって構成される委員会を設置しようというものである。スパークは、これによって、共同体的な視野が育成され、共通の利益に関する認識が育つものと期待していた。委員会の厚生は、政治連合の交渉の中で、中心的な役割を果たすものから準備的な役割を果たすものまで、各国に責任を負わない超国家的な性格の代表から各国の代表まで、局面に応じて変化した。

このように内容的には妥協が繰り返されたが、委員会方式は、全会一致への反対と並んで、スパークがイニシアチブをとって政治連合を提案する際には必ず言われる要素であった。これは、一九六一年一〇月一九日に各国がフーシェ委員会に政治連合案を提出した際に、ベルギー案として提案された内容の根幹をなしている。また、一九六二年七月二四日にスパークがド・ゴールに宛てて政治連合交渉の再開を求めた書簡の中で、新たな政治連合の議論の

叩き台としてスパークが示した提案の基軸でもある。さらに一九六四年以降、スパークは今度は公の場に舞台を移して政治連合交渉の再開のための新提案を開始したが、この新提案においても委員会方式が提示された。

以上のスパークの具体的な主張の推移の分析から、暫定的な結論を提示しておく。スパークは、EECの経済分野における権限あるいはこれに基づいた政治連合への機構的な発展の可能性を維持し、かつ大西洋同盟に統合される欧州という既定の路線を防衛することを、一貫して主張した。また、本来スパークは、超国家的な決定方式であると認める多数決方式の採用と、委員会方式による政治連合の運営を求めるものであったが、ド・ゴール提案であるフーシェ・プランに対して条件闘争を挑むような局面ではこれを差し控えていた。

英国問題は、少なくともフーシェ・プラン交渉中は、スパークの主体的な要求項目でなく、英国政府からの働きかけもあってフーシェ・プラン交渉の終局からその直後にかけて一時的に強く主張されたものの、すぐに取り下げられた。この暫定的な結論について、以下では抽象的な主張の分析を通じてさらに検討する。また、既に見てきた内容ともあわせて、スパークがこの政治連合交渉にかけていた根底的なものを明らかにする。

スパークが政治連合交渉の期間を通じて行った主張のうち、抽象的なものとしては先に挙げたように、欧州政治統合過程の再発進、小国への保証、ナシヨナリズムへの対抗などがある。

欧州政治統合過程の再発進とは、欧州審議会の活動の沈滞化、欧州防衛共同体構想の失敗以来、新たな発展がなかった欧州政治統合を再び開始すべきだという主張である。この主張は、フーシェ・プラン交渉がボン首脳会談で実際に開始されると影を潜め、フーシェ・プラン交渉が決裂すると再びあらわれるといったように出現の時期に非常なムラがある。だが、この期間には実際に交渉が行われていることによってこの要求は暫定的に充足されていたと考えられるので、欧州政治統合過程の再発進はこの時期のスパークの一貫した主張であるとみなしてよい。

小国への保証という項目が実際に言及されはじめるのが、フーシェ・プラン交渉の頓挫以後である点は大変興味深

い。この主張が最初にはつきりと読みとれるのは一九六二年四月二〇日の『ル・ソワール』紙とのインタビューである。しかし実際にはこのインタビューでは「小国」という言葉は用いられない。諸大国が大国間での合意成立を持って自動的に交渉が決着したと考えるのは間違いだと言っているのみである。

ところが一転して五月九日の『オペラ・ムンディ・ヨーロッパ』誌とのインタビューでは、小国への保証そのものがメイン・テーマとなっている。超国家性を求める理由、英国の欧州政治統合過程への参加を求める理由、全会一致に反対する理由などが、すべて小国への保証という観点から述べられている。超国家的な欧州を支持し、全会一致を批判するのは、拒否権の認められた「諸国家からなる欧州」システム下では小国は無力であるという認識に基づくものである。スパークの考えによれば、「諸国家からなる欧州」システムでは、加盟国間の協議が不首尾に終わった場合、大国は自国の政策を継続できるが、小国は結局大国の影響力のもと、大国の政策への接近を余儀なくされる⁽⁷³⁾。また、英国の欧州政治統合過程への参加は、英国が、安定と経験とともに、小国にとっての均衡の可能性をもたらすためとされた。

その後も小国への保証という目標は継続的にふれられている。一九六三年二月二六日の国会答弁では、スパークは機構こそが小国への保証であり、フーシェ・プランは小国にとってよくないものであったと述べた。この発言では、一時的に機構的でない欧州を受け入れることはあるだろうが、本来間違いであり、非効果的であるとともに小国にとって危険なものとされている。⁽⁷³⁾三月一九日の国会答弁では、ド・ゴールの提唱する欧州はピラミッド型の欧州であり、小国の発言権が犠牲にされるものであると述べ、一九六四年に入って新たに委員方式の政治連合を提唱しはじめた際にも、「諸国家からなる欧州」は、小国にとって不十分であるだけでなく、危険であるという主張を続けた。

ナシヨナリズムへの対抗という項目は、最も遅い時期に言及がはじめられた。スパークは、一九六三年二月二六日の国会答弁において、「諸国家からなる欧州」の発想の根底には第二次世界大戦と同じナシヨナリズムの思想がある

とし、また、三月一九日の国会答弁では、ナショナリズムを、一国に善であると同時に他の国にとっても善であることはできないと攻撃した。一九六四年九月に独自の政治連合に関する新提案を行った際にも、スパークは、フランスのナショナリズムはドイツのナショナリズムを刺激する可能性があると述べ、ナショナリズムの懸念を前面に押し出した。また、これらの発言すべてを通じて、欧州共同体の構築を、これらのナショナリズムを乗り越えようとする試みであると位置づけ、ナショナリズムに立ち向かう欧州共同体を印象づけた。

スパークは、一連のナショナリズムに関する発言を通じて、キューバ危機以降のデタントのムードの中、ドイツ・ナショナリズムへの脅威など第二次世界大戦の記憶を呼び起こして危機意識を高めようとしたのではないだろうか。また、ナショナリズムへの対抗という項目がスパークの発言の中にあられはじめるのがド・ゴールによる英国のEEC加盟拒否の直後からである点に着目すれば、ド・ゴールの独裁的な姿勢への反発という性質もうかがえよう。

これら抽象的な主張の分析が示すことは、これらの項目がいずれも最終的には小国への保証という点に還元されうると言うことである。欧州政治統合過程の再発進は超国家的な方式での欧州の建設に貢献することによって、小国への保証の獲得に結びつく。ナショナリズムへの対抗という項目は、一方は欧州統合過程の再発進という主張へ、他方はド・ゴールの独裁的な姿勢への批判に至る。前者については繰り返す必要はないであろう。後者は、ド・ゴールは小国の発言権を踏みにじるピラミッド型の欧州を建設しようとしているという認識や、大国の間で合意が成立すれば自動的に合意が成ったと考えるのは誤りであるという憤りなどを通じて、やはり双方ともが小国への保証の獲得という項目に至るのである。

スパークの政治連合交渉における具体的、抽象的な主張について考察した結果、オランダとの協調の構築について、そしてスパークのこの交渉での目標について、次のようなことが言える。

オランダとの協調の構築については、本章冒頭の仮説を顕彰する根拠を整理できたと考える。第一の根拠は、ス

パークにとって重要性が高いと考えられる欧州政治統合過程の再発進という主張が、時期的な出現の仕方から、これがオランダとの協調の形成によって一時期達成されたと考えられることである。第二の根拠は、英国の欧州政治統合過程への参加を求める主張が、オランダとの協調によって初めてスパークの共有するところとなったことと、一九六二年三月に至るまでこの主張を軽く扱い、またバリでのフーシェ・プラン交渉の決裂ののちも簡単に放棄していることなどから、結局スパークにとってこの主張が最後まで本質的なものでなかった可能性があることなどである。

スパークのこの交渉での目標は、大西洋同盟を中心とした防衛体制の堅持と並んで、小国に保証を与えるようなシステムの構築であった。スパークは、この文脈から欧州統合における超国家性を語っていた。もし、フーシェ・プラン交渉を政府間主義と超国家主義の対決であったとするならば、ここで主張された超国家主義は、結局、小国への保証の獲得のためのものであった。この交渉の分析から引き出される結論は、欧州統合の理念的な核の一つである超国家性という概念が、現実政治の世界では、すでに、小国へのシステムの保証の獲得という、パワーをめぐる闘争という意味でのパワー・ポリティクスの文脈から語られていたということである。

(五) ルンスの政策目標

ルンスの発言の中に提示されている主張は、時間順に、WEU強化、ECとEFTAの融合、英国の参加、統合欧州の拡大、共通防衛政策への反対、大西洋同盟の維持、既存の共同体の保護、欧州の民主制強化などである。これらは、すべて具体的な政策項目である。基本的にルンスの要求した項目というのは英国との関係強化を軸としている。

WEU強化、ECとEFTAの融合、統合欧州の拡大といった項目では、結局そのすべてにおいて、ルンスは英国問題との関連を述べている。WEUの枠組みを強化し、この枠内で英国との関係を強化すべきなのであり、EFTAは英国を含むがゆえに重要なのである。また、欧州統合の新たなステップは現在の六カ国に限定されるべきでなく、

他の西欧諸国にも参加を求めべきだとされる。これは、英国の欧州政治統合過程への参加を求めるといった内容とオーバー・ラップするものである。⁽¹⁵⁾ また、民主制の確保という主張は、その具体的な項目としては欧州議会の直接選挙や三共同体の執行機関の融合などがあげられているが、これは同時に既存の共同体の強化、防衛に貢献するとされた項目でもある。⁽¹⁷⁾ 以上のような考察から、ルンスが政治連合交渉の過程であげたいいくつかの要求項目は、英国の欧州政治連合過程への参加、既存の共同体の保護、大西洋同盟の維持の三点に集約できよう。

この結果は、前節で行ったスパークの分析と対比すると、その相違がはっきりする。大西洋同盟の維持という点に関してはスパーク、ルンスともに一致するものの、その他の点については必ずしも一致しない。前節に述べたように、スパークは英国の参加を主体性をもって要求していなかったと見られるが、ルンスにおいては、英国の参加は、一貫性があり、しかも、重要度の高い要求であった。また、既存の共同体の保護という項目は、スパークにおいては純粹に防衛的な文脈で述べられることもあったが、主にその新機能的な権限の自己拡張能力の維持を求めたものであり、政治統合および超国家的な欧州の建設に貢献すべきものであった。しかしルンスにおいては、防衛的な内容以上のことはふれられていない。

また、ルンスは、スパークの主張の根拠を成す小国にとっての欧州統合という項目にはほとんどふれない。僅かに一九六二年一月一日の国会答弁において、ド・ゴールが意図するような「超国家的」な共通対外政策は、小国の利益を保証するという意味での超国家性を欠いたものだとして非難しているにすぎない。ルンスは、他の機会には共通対外政策を専ら大西洋同盟との整合性の観点から論じているので、小国という観点をフーシェ・ブラン交渉過程において重視していなかったと考えられる。

ルンスのフーシェ・ブラン交渉に臨む態度が終始消極的であり、受け身的であり、合意形成への意欲がまったく感じられないことについては、諸先行研究が一致するところである。本稿は全面的にこれに合意するが、同時に、ルン

スに、（78） 洋植民地には大西洋同盟の維持、既存の共同体の防衛、種植地には英国の欧州政治統合過程への参加の獲得という目標を、フーシェ・プラン交渉にリンクさせていたことを見落とすべきでない。大西洋同盟はオランダの安全保障性格の要諦であり、既存の共同体の防衛はオランダの繁栄のためである。その一方で、英国の参加を獲得するという目標は、ルンスの認識では、英国が仏独の欧州におけるヘゲモニーに対抗し、かつNATOにおいてアメリカとの絆を維持しうる唯一の勢力であったことによるものである。すなわち、英国の参加についてルンスは、大西洋同盟政策に貢献する要素として、また統合欧州における仏独への対抗勢力として期待していたのである。後者はまさにスパークが常々口にしてきた論理であるが、スパークにとって英国問題での要求が主体的なものでなかった以上、スパークの主張はこのルンスの論理の影響だったと推測される。

四 結 論

フーシェ・プラン交渉におけるベルギーとオランダの協調は、政策面での一致の上に成り立つものではなかった。大西洋同盟の維持についてこそ両国は一致していたものの、それ以外の部分では政策のパートナーが行われた。オランダはベルギーの望んだような政治連合交渉の再発進を承諾し、ベルギーはオランダの望んだ英国の欧州政治統合過程への参加の実現に協力することに合意した。

従来、ベルギーとオランダの協調は受身的であり、大国に対する抵抗の姿勢であるとの指摘があった。しかし、両国の交渉に臨む態度はより積極的なものであった。ベルギー、オランダともにこの交渉を通じて実現しようとした政策をもっていた。しかし、「この交渉を通じて」と言うよりも「この機会に乗じて」と言った方が正確かもしれない。ベルギーは、多数決制の導入された、あるいは委員会方式をとる政治連合の形成を、オランダは、英国のEEC

加盟を、それぞれド・ゴールとの対決の中で勝ち取るうとした。このような交渉姿勢には小国外交のしたたかさを見ることができよう。

すなわち、協調の成立のメカニズムと、ベルギー、オランダ両国の主張の一貫性を検証することにより、一部に指摘があったような、スパークのバーソナリティによってその「寝返り」を説明しようとする方法⁽¹⁹⁾以外に、有効にベルギーの政策展開を分析することができた。

本稿の分析の結果から言えば、そもそもベルギーの寝返りなどなかったのである。これは、ベルギーの政策の一貫性と、そのためのステップとしてのオランダとの協調の形成の説明が明らかになるところである。スパークは、第一に欧州政治統合過程の再発進を望み、そのうえで第二に超国家的な欧州の建設を目指した。これらは、段階的に小国への保証がシステムの確保された統合欧州の建設を行うことを意味していた。一九六一年六月のオランダとの合意の形成により第一の目的を果たし、同年一月にはそのうえでド・ゴール提案に対する戦いを開始することで第二の目標の達成を目指した。これは「寝返り」ではなく、政策目標のステップ・アップだったのである。

これまでにフーシェ・ブラン交渉を論じた多くの研究も、この交渉の争点だが、超国家的欧州か、「諸国家からなる欧州」かということであり、対峙していたのがベルギー、オランダとフランスであることは明確に認識していた。しかしながら、超国家主義対政府間主義と小国対大国という、正確に重なり合うかに見える二つの対立関係は、今日に至るまではっきりした相関関係を解き明かされずにきた。

この時期スパークによって展開された超国家性の主張は、現実政治の文脈から語られ、小国への保証の獲得を目的とするものであった。よって、ド・ゴール政権の発足を目的にしたりして連邦主義を断念したのちも、スパークは、加重、単純を問わず多数決制の導入を求め続け、決定方式の問題として超国家性の主張を継続しえたのである。

(1) 小久保康之「ベネルックス三国 欧州統合と小国外交」、百瀬宏編『ヨーロッパ小国の国際政治』、東京大学出版会、一九九〇年所収、五一頁。

(2) この交渉がフーシェ・プラン交渉と呼ばれるのは、基調となったフランス政府の政治連合提案が、政治連合案約検討委員会のフランス代表であり、同時に委員長であったフーシェの名をとってフーシェ・プランと呼ばれていることに由来する。フーシェはそれまでド・ゴール政権でデンマーク大使をつとめ、このフーシェ委員会委員長の後は、アルジェリアに転出した。本論では、以降、フーシェ・プラン、フーシェ委員会の名を使用する。

(3) 元フランス外相ロベール・マジョラン。Alain Prat, *La France en Europe, Economica*, Paris, 1995, p. 255.

(4) 従来、フーシェ・プラン交渉を分析するにあたっては、必ず政治連合交渉としての側面と、アメリカとの関係をめぐる議論としての側面がふれられてきた。前者の立場からは、連邦主義と連合主義の対決という構図、後者の立場からは、「ド・ゴール主導による世界的な独自の発言権を有する欧州か、アメリカとの密接な関係を維持する欧州か」という構図が、それぞれ前面に押し出されてきた。特に後者においては、当時のアメリカのケネディ民主党政権の欧州政策であるグラッド・デザイン、あるいはド・ゴールの世界戦略といった観点からも議論はなされている。また、イギリスのEEC加盟申請によるEECのはじめでの拡大の試み、ド・ゴール、アデナウアー間に達成された仏独和解も、欧州統合の歴史として重要である。本稿は、アメリカとの関係をめぐる議論としての側面は、ド・ゴールの政治連合交渉開始、あるいは仏独和解の形成の動機ではあっても、フーシェ・プラン交渉での中心的な議論ではなかったと考える。上述のような諸要因については、紙幅の関係から詳しく述べることはせず、必要に応じてふれるにとどめる。

フーシェ・プラン交渉に関する先行研究としては、

Susanne J. Bodenheimer, *Political Union: A Microcosm of European Politics 1960-1966*, Leyden, 1967.

Robert Bloes, *Le plan Fouchet et le probleme de l'Europe politique*, Bruges, 1970.

Alessandro Sili, *Europe's Political Puzzle. A Study of the Fouchet Negotiations and the 1963 veto*, Harvard, 1967.

佐藤毅夫「欧州政治連合計画」、国立国会図書館立法調査部編『EECをめぐる諸問題』、一九六四年(昭和三九年)所収。などがある。また、この時期のヘルキー、オランダの外交を扱ったものとして、

Dr. Ir. J. C. Voorhoeve, *Peace, Profits and Principles: A Study of Dutch Foreign Policy*, The Hague, 1979.

Sophie Vanhoonaeker, "La Belgique : responsable ou bouc émissaire de l'échec des négociations Fouchet?", *Res Publica*, Vol. 31, No. 4, 1989.

Wendy Asbeek Brusse, "Alone Within the Six : The Dutch Cabinet and the British Application for EEC Membership, 1960-1963", *European University Institute, Florence, Conference : The First Attempt to Enlarge the European Community, 1961-63, Session Two : The "Friendly Five"?* (17-19 February 1994), Doc. IUE 25/94 (COL. 7), 1994.

などがある。また、ケネディ民主党政権のグラント・ゼサイン、独仏和解の形成などは、

Pascaline Winand, *Eisenhower, Kennedy, and the United States of Europe*, Macmillan, 1993.

佐瀬昌盛「第二次世界大戦後西ドイツの対仏関係」『村瀬隆雄編『現代独仏関係の展開(国際研究叢書一三)』日本国際問題研究所、一九七〇年所収。
などに詳しい。

(5) 一九五九年一月三日のストラスブル EEC 外相会談以降、外相会談が定期化されて三カ月ごとに開催されており、また、一九六〇年五月三十一日にはド・ゴールは記者会見で政治連合提案を発表している。

(6) 政治連合交渉が再開されたのは、一九六九年のハーグ EEC 首脳会談においてである。

(7) 佐藤、前掲、一二頁。

(8) また、三月二―三二日、三国外務省の高官級協議が行われた。

(9) Brusse, *op. cit.*, pp. 13-14.

また、このようなヘルックス協調形成の要求はルンス個人のものでなく、国会の要請によるものだった。当時発足したばかりのヘルックス経済同盟の存在と、大国に無視される小国としての共感がヘルックス三国間にあったことを指摘する意見もあるが、これは具体的な根拠を欠く指摘である。これについては、以下を参照されたい。

Sili, *op. cit.*, p. 38.

(10) Vanhoonaeker, *op. cit.*, p. 518.

(11) この協議についての以降の詳細な記述は、Brusse, *op. cit.*, p. 13-14.

(12) 佐藤、前掲、四〇頁。

- (13) Brusse, *op. cit.*, pp. 15-16.
- (14) Vanhoonaeker, *op. cit.*, pp. 518-519.
- (15) *Le Monde*, 20 juillet 1961.
- (16) Paul-F. Smets, *La pensée européenne et atlantique de Paul-Henri Spaak, 1942-1972. Texts réunis et présentés par P. F. Smets*, Bruxelles, 1980, vol. 2, p. 811.
- (17) イギリス下院でのマクミラン首相のEEC加盟申請の表明は七月三一日で、八月三日には圧倒的多数により下院がこれを承認し、八月二〇日にEEC六カ国に対しての表明が成され、一〇月一〇日に国書尚書ヒースによってEECへ正式な加盟申請がなされた。
- (18) スパークのこのような提案については、自身がその草案作成に携わったEDCの政治連合構想が念頭にあったことが指摘されている。
- (19) Vanhoonaeker, *op. cit.*, pp. 517-518.
- (20) *ibid.*, p. 519.
- (21) 第一次および第二次フーシェ・プランの内容については、Bloes, *op. cit.*, annexe 参照。
- (22) 以降、この協議の詳細については、Bloes, *op. cit.*, p. 196.
- (23) Bodenheimer, *op. cit.*, pp. 60-61.
- (24) また、Brusseは同じ箇所を引用しながらもヘルギーとオランダの共同戦線形成を翌一九六二年一月としているが、これは事務的なミスであらうと思われる。
- (25) L' *Année politique* 1961, p. 597.
- (26) 訳文は佐藤、前掲、一八頁を使用。
- (27) L' *Année politique* 1961, p. 597.
- (28) 佐藤、前掲、一九頁。
- (29) Agence Europe, 10 janvier 1963.
- (30) 以下、第一次フーシェ・プランと第二次フーシェ・プランの比較に関する記述については、佐藤、前掲、二〇―二二頁を参考にした。

- (28) このようなフランスの態度の急変は、*Slij, op. cit.*, p. 14で次のように描写されている。「(・・・)ド・ゴールは草案作成に直接関わっていないがフランス政府の閣僚の意見により、その意向を変えた。ドブレ自身は他の加盟国の代表によってつけ加えられた修正には強く反対しており、クープ・ド・ミュルビルとフーシェは『ソフトすぎる』とド・ゴールに指摘した。」「ド・ゴール自身がドブレ、クープ・ド・ミュルビルそしてフーシェとの会合の中で草案を『修正』した。一月八日のフーシェ委員会の会合の前夜まで、フランス外務省の官僚は、合意が形成されるのではないかという見通しを、個人的に匂わせていた。(フーシェ委員会の、訳者注) 会合の参加者によれば、フランスの官僚たちは、新しい草案を提出しなければならぬことと、予期されていたのと違う会合の進行をとらざるをえないことに非常に慌てていたのが手に取るようわかった。」
- (29) *Slij, op. cit.*, p. 16.
- (30) *ibid.*では、このように五カ国が何らかの共同戦線を形成したのは初めてのことであり、それまでのド・ゴールと各国の二国間交渉というスタイルは明らかにド・ゴールを利していたと指摘している。しかし、これまで見てきたように、ベルギーとオランダ、ルクセンブルグの間では共同戦線形成のための努力が試みられていたのであり、それまでの交渉を二国間交渉のみであったと断定する点は正確でない。
- (31) 五カ国案は、第一次フーシェ・プランと一九六一年二月二日に提出された欧州議会の勧告に基づいたものであった。欧州議会は、このときまでに何回か勧告を提出していた(一九六〇年一月、一九六一年三月、五月、一月そして二月である)。欧州議会の勧告の内容については、*Bodenheimer, op. cit.*, p. 23また、第二次フーシェ・プランと五カ国案の条文については、*Slij, op. cit.*, appendixを参照。
- (32) *Europe*, 17 fevrit 1962.
- (33) *Slij, op. cit.*, p. 34.
- (34) 一九六二年三月十五日の会合以降、フーシェが三月十八日のエヴィアン協定に基づいて駐アルジェリア高等弁務官に任命されたため、委員長がイタリア代表のカッターニに交代した。
- (35) *Slij, op. cit.*, p. 21.
- (36) 佐藤 前掲 二三頁。
- (37) *Bodenheimer, op. cit.*, p. 63.

- (36) Vanhoonaeker, *op. cit.*, p. 521.
- (37) Slij, *op. cit.*, p. 23.
- (40) 佐藤 前掲 三四頁。
- (41) Paul-Henri Spaak, *Combat inachevé tome II*, p. 372.
- (42) 佐藤 前掲 三四頁。
- (43) George Ball, *The Discipline of Power*, Boston, 1968, p. 60.
- (44) Kennedy, Ball, Rusk, Acheson, etc, Summary Record of NSC Executive Committee Meeting No. 39, in The Department of States, *Foreign Relations of the United States (以下「F. R. U. S. 〇・ケ・ロ」)* 1961-1963, Vol. XIII, Washington, 1994, pp. 156-163 (doc. 64).
- (45) Alfred Grosser, *Les Occidaux*, p. 312.
- (46) Spaak, "A New Effort to Build Europe", *Foreign Affairs*, XLIII, No. 2, January 1965.
- (47) Théo Lefèvre, Statement to the European Study Centre, Brussels, Sep 25, 1964, Western European Union Assembly, General Affairs Committee, *A Retrospective View of the Political Year in Europe (以下「WEU, Retrospective View 〇・ケ・ロ」)* 1964, Paris, 1965, p. 92 (Doc. 64).
- (48) この点についてホーデンハイマーは「スパーク・プランは主にエマハルトとの連携を模索したものであり、スパークはオランダの支持を当初から期待していなかったとしている。この時点でのルンスの態度は、もはやなんらの新たな政治連合に関する提案も受け付けないといったものであり、スパーク・プランのパートナーたりえなかったのである。ラスクとの会談の中で、ルンスは新たな政治連合が欧州で構築される可能性はあるのかと尋ねられ、当日の朝フリップランの同様の質問に対し「うかなる可能性もあり得ない」と語ったことを引き合いに出して応えている。
- (49) Bloes, *op. cit.*, p. 197.
- (50) Brusse, *op. cit.*, pp. 17-18.
- (51) Vanhoonaeker, *op. cit.*, p. 520.
- (52) Slij, *op. cit.*, pp. 40-41.
- (53) Vanhoonaeker, *op. cit.*, pp. 522-523.

- (54) C. R. I. S. P. *Courrier Hebdomadaire*, no. 301 du 19 novembre 1965. ここでは、英国の加盟申請という要因も挙げられている。出典: Bloes, *op. cit.*, p. 201.
- (55) Prate, *op. cit.*, p. 255. スノイ卿は、このち財務相「世界銀行総裁などを務めた」。
- (56) Bloes, *op. cit.*, p. 201.
- (57) ここでは、イギリスの加盟申請とスルリンの壁の問題がそれぞれ個別にイギリス加盟問題、超国家性の問題に結びつく要因としてあげられており、相互の連関が明確でない。これについては、次章で検討する。
- (58) Statement by Mr. Luns, Minister for Foreign Affairs of the Netherlands, to the Second Chamber of the States General, 11th January 1962, WEU, *A Retrospective View 1962*, Paris, March 1963, p. 22.
- (59) 発言分析をもつて政治学的な分析を行うことについては、以下を参照。
大嶽秀夫、『アテナウアーと吉田茂』、中央公論社、一九八六年、三四九頁。
また、政策決定者の発言を通じて政策分析を行う手法としては、認知構造図あるいは認知地図と呼ばれる方式が確立されている。この手法については、以下を参照。
薬師寺泰蔵、『公共政策』、東京大学出版会、一九八八年。
山本吉宣、谷明良「認知構造図 (cognitive map) 対外政策決定過程分析の一つの手法」、『オペレーションズ・リサーチ』、一九七九年八月号所収。
- (60) 土屋大洋、「日米半導体交渉の分析」、『法学政治学論究』、第二十五号所収。
- (61) Charles Zorgbibe, *Histoire de la construction européenne*, Paris, 1993, p. 53.
- (62) Slij, *op. cit.*, p. 37.
- (63) Bodenheimer, *op. cit.*, p. 79.
- (64) Interview given by Mr. Spaak, Minister for Foreign Affairs of Belgium, to 'Le Soir', WEU, *A Retrospective View 1962*, Paris, March 1963, p. 31.
- (65) *L'Anée politique, 1962*, Paris, 1963, p.428.
- (66) Rusk, Circular Telegram From the Department of State to Certain Missions in Europe, in The Department of States, *F. R. U. S. 1961-63*, Washington, 1994, pp. 82-84 (doc. 35).

- (69) Document 130, Smets, *op. cit.*, p. 949.
- (67) スパークが全会一致方式の放棄あるいは拒否権の廃止を求めたやり方には、細部にこだわらない、強引な論法も見られる。一九六二年七月二十四日のド・ゴールに宛てた書簡の中で、スパークはド・ゴールに対し直接拒否権の廃止を訴えた。この中で、スパークはいわば仮想敵国として英国をあげ、ド・ゴールの描く欧州像の実現には拒否権はあってはならないとしてド・ゴールに譲歩を求めているのである。「貴下がフーシェ交渉について語る時、貴下の構想において、これは現実的な第一歩なのであるとおっしゃっておられます。私はこれについて当然に貴下が将来において他の形態を目指しておられることと理解いたします。何の疑念も差し挟むものではありません。(しかしながら新規加盟国がこれに加わる時、著者要約) 貴下の構想がこれによって危険に曝されたいとも限りません。(・・・) 私は、(・・・) より内気な拒否権などに遭遇せず、正しく発展しうる機構の基礎を築くことが不可欠であると考えます」。もちろん、スパークが全会一致方式の放棄を求めたのはド・ゴールの描く欧州像の実現を助けるためなどではない。
- (68) 広義には、国際機構の立法の直接適用性などを指す。
- (69) 超国家性概念の議論について、紙幅の関係上本稿で詳しく述べることはしない。詳細については、以下を参照されたい。
 鷺江義勝「国際統合理論についての一考察 新機能主義をめぐって」同志社法学四一巻一号所収、七七頁。
 最上敏樹「超国家性の逆説」鴨武彦編『ヨーロッパの国際秩序 主権国家システムの変容(講座 世紀間の世界政治第一巻)』日本評論社、一九九三年所収。
- (70) Document 120, Smets, *op. cit.*, p. 859.
- (71) Document 130, Smets, *op. cit.*, p. 943.
- (72) Document 120, Smets, *op. cit.*, pp. 851-852.
- (73) Document 123, Smets, *op. cit.*, p. 894.
- (74) Statement by Dr. Luns, Netherlands Minister for Foreign Affairs, 22nd February, 1961, WEU, *A Retrospective View 1961*, Paris, March 1962, p. 16.
 同様の発言は、以下にも見られる。
 Communiqué issued after the official visit by Chancellor Erhard to the Netherlands, 3rd March 1964, WEU, *A Retrospective View 1964*, Paris, March 1965, p. 50.

- (75) Communiqué issued after the discussions between Mr. Luns and Mr. Saragat, Rome, 19th October 1964, WEU, *A Retrospective View 1964*, Paris, March 1965, p. 103.
- (76) Statement by Dr. Luns, Minister for Foreign Affairs of the Netherlands, to the Second Chamber of the State General, 11th January, 1962, WEU, *A Retrospective View 1962*, Paris, March 1963, p. 20.
- (77) 前掲一九六二年一月二日国会全答弁第457
Statement by Dr. Luns, Minister for Foreign Affairs of the Netherlands, at the conclusion of his visit to the Federal Republic of Germany, Bonn, 2nd October 1964, WEU, *A Retrospective View 1964*, Paris, March 1965, p. 93.
- (78) ARA, MR 17 Minutes of the cabinet, dd. 20-1-1961 and dd. 3-2-1961.
以下を参照せられたこと。
Brusse, *op. cit.*, p. 9.
同様の指摘は以下にも見られる。
Bodenheimer, *op. cit.*, p. 158.
また、大西洋同盟と経済的な問題の観点からキャランダの態度を説明したものと「Voorhoeve, *op. cit.*, p. 188」がある。
- (79) Bloes, *op. cit.*, p. 200; 第457, Slij, *op. cit.*, p. 35.

小林 正英 (こばやし まさひで、一九七〇年生)
 所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
 最終学歴 慶應義塾大学大学院前期博士課程
 所属学会 日本EC学会、日本国際政治学会
 専攻領域 欧州国際政治
 主要著作 「フーシェ・ブラン交渉過程に見るベネルックス三国協調」(修士論文)

フーシェ・プラン交渉過程に見る ベネルックス3国協調

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程2年 小林正英

目次

略語表

第1章 序論(1)

第2章 欧州政治連合交渉の背景(8)

1. 一連の政治連合交渉とその経過(8)
2. フーシェ・プラン交渉の諸要因(11)
 - (1) ド・ゴールのイニシアチブ(12)
 - (2) イギリスのEEC加盟問題(18)
 - (3) ジョージ・ボールの構想：「グランド・デザイン」(20)
3. 61年2月10日（パリEEC首脳会談）以前の状況(23)

第3章 ベネルックス3国協調の時系列的変化(29)

1. フーシェ・プラン交渉の時期区分(29)
2. 第1期（ベネルックス共同歩調の形成）(32)
3. 第2期（ベネルックスの姿勢変化）(36)
4. 第3期（ベネルックス3国の独自路線）(44)

第4章 フーシェ・プラン交渉におけるベネルックス協調の意味(53)

1. ベネルックス3国の政治連合交渉における目標設定(53)
2. ベネルックスの政策項目上の協調と、政策目標の一致点(65)
 - (1) ベネルックス3国の政治連合交渉における政策項目の協調(65)
 - (2) ベネルックス協調と超国家性(69)
 - (3) ベネルックス協調とNATO(71)

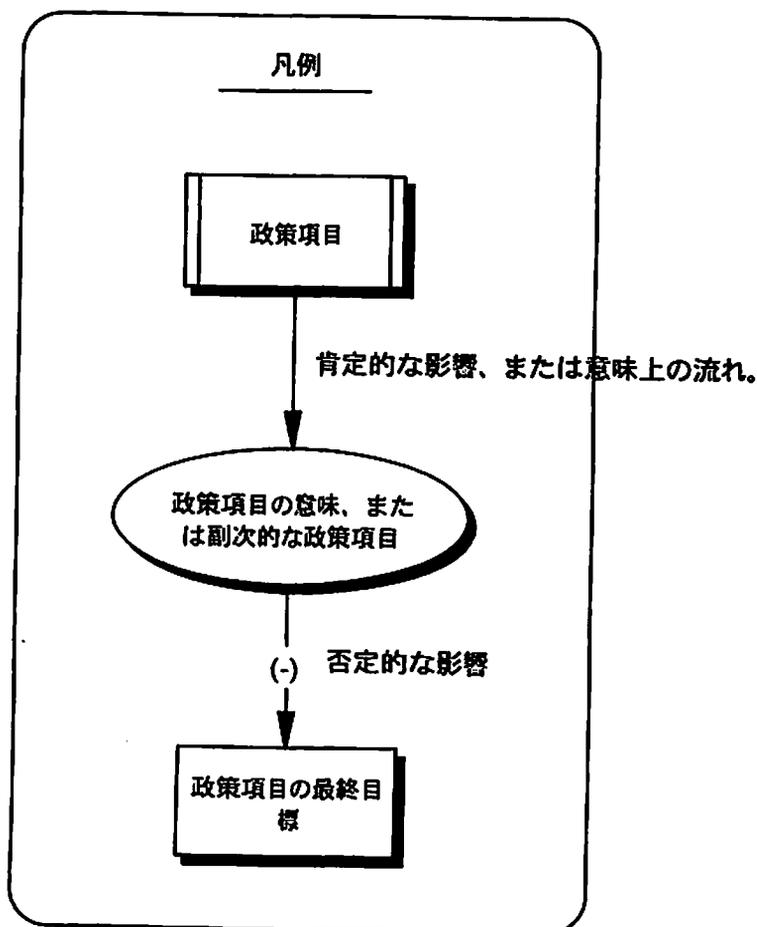
第5章 結語(75)

主要発言等のフロー・チャート

参考文献

主要発言等のフロー・チャート

1. スパーク、61年6月14日国会発言。(Paul-F. Smet, *La Pensee atlantique et europennee de P.-H. Spaak*, Bruxelles, 1980, pp. 797-808, doc. 111.)
2. ルンス、62年1月11日国会発言。(Western European Union, General Affairs Committee, *A Retrspective View of the Political Year in Europe, 1962*, Paris, 1963, pp. 19-22, doc.2.)
3. スパーク、『オペラ・ムンディ・ユーロープ』誌寄稿、一部『ル・ソワール』紙の内容を含む。(Smets, *op. cit.*, pp. 851-860, doc. 120. WEU, *A Retrospective View of the Political Year in Europe, 1962*, Paris, 1963, pp. 30-32, doc. 13.)
4. ベネルックス3外相の「爆弾声明」への反応。(Western European Union, General Affairs Committee, *A Retrspective View of the Political Year in Europe, 1963*, Paris, 1964, pp. 32-37, doc.11.)
5. スパーク、スパーク・プランの提案。(Paul-Henri Spaak, "A New Effort to Build Europe", *Foreign Affairs*, Vol. 43, No. 2, January 1965.)

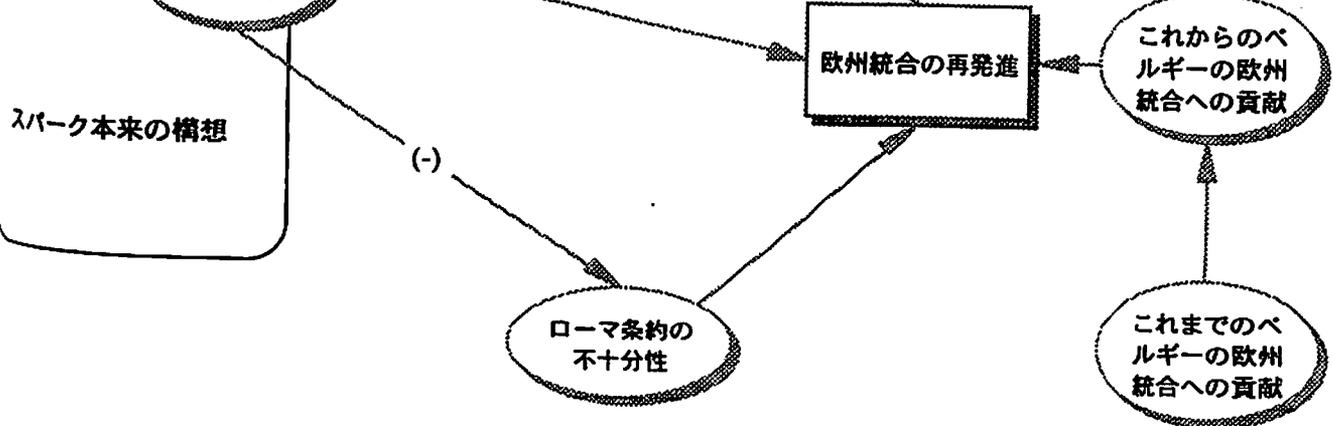
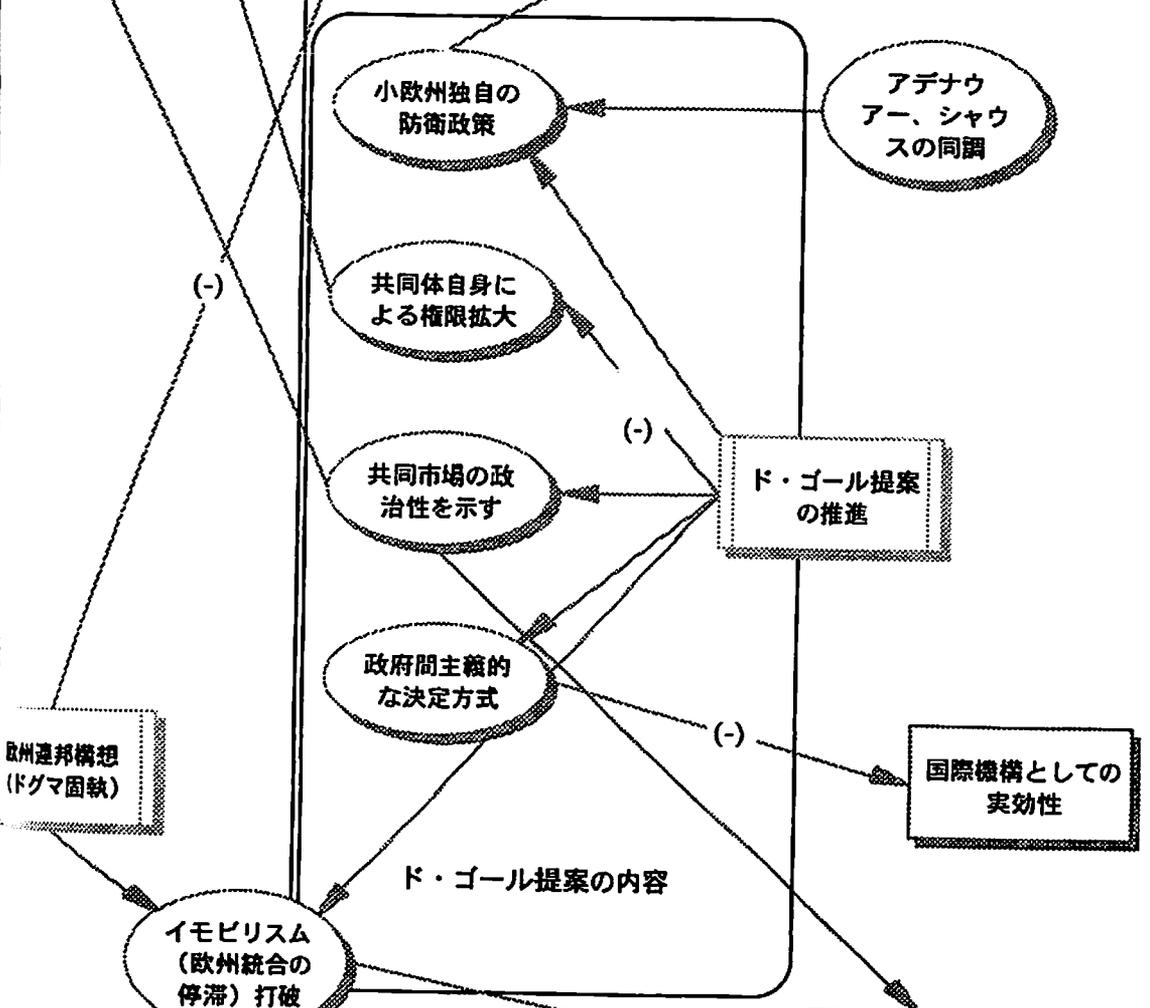
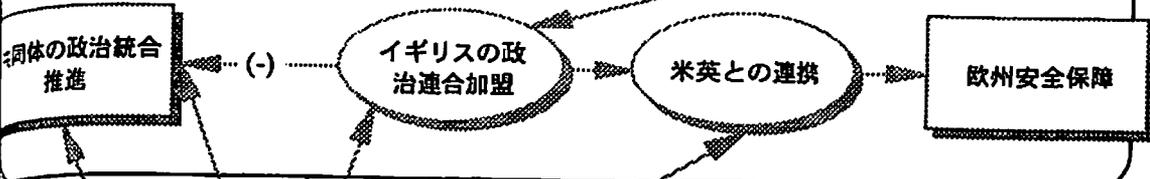


註：2.におけるBOPとは、バランス・オブ・パワーを指す

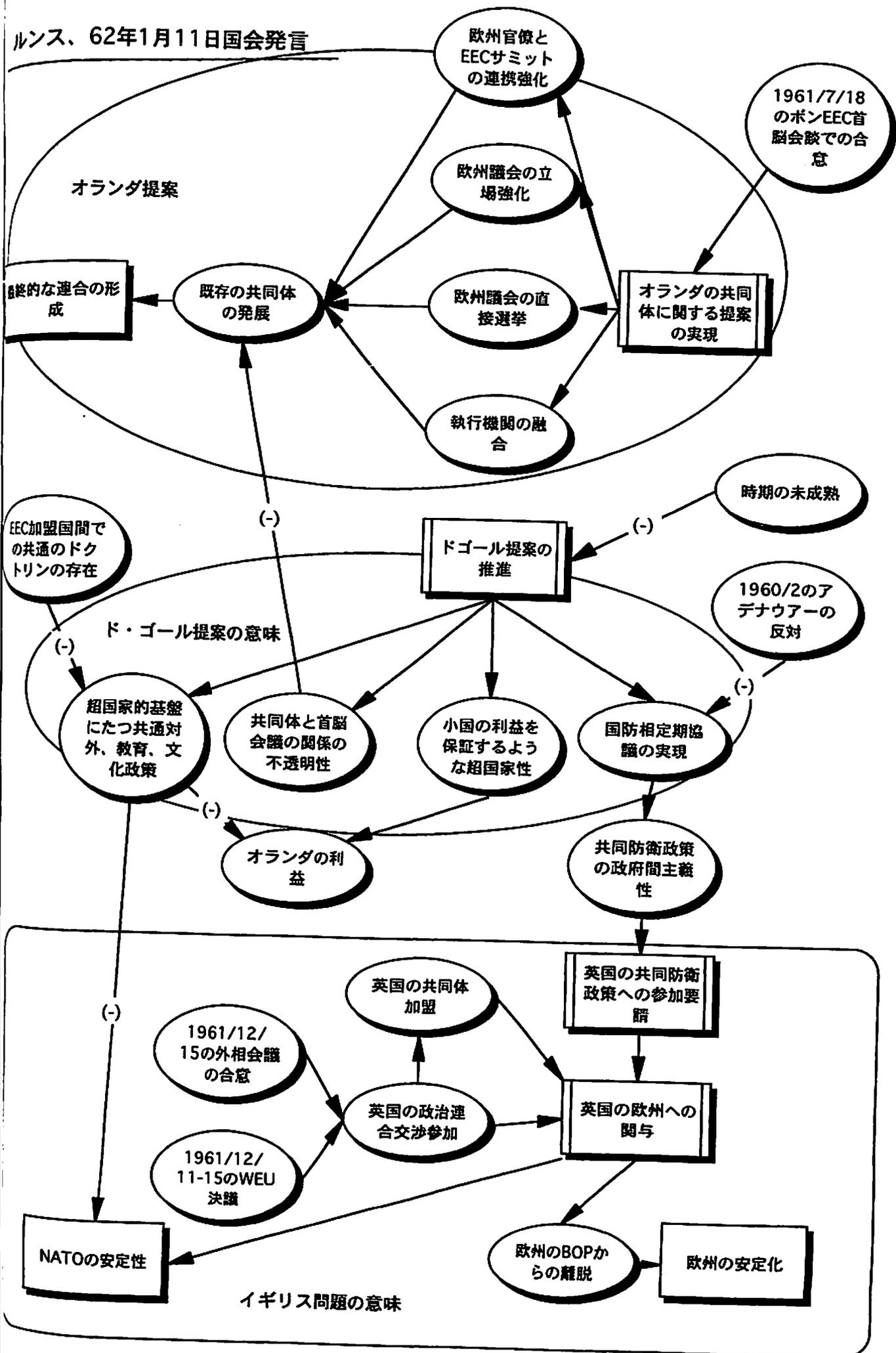
スパーク、61年6月14日国会発言

自由な人民の
連合の必要

英国の政治連合参加の意味

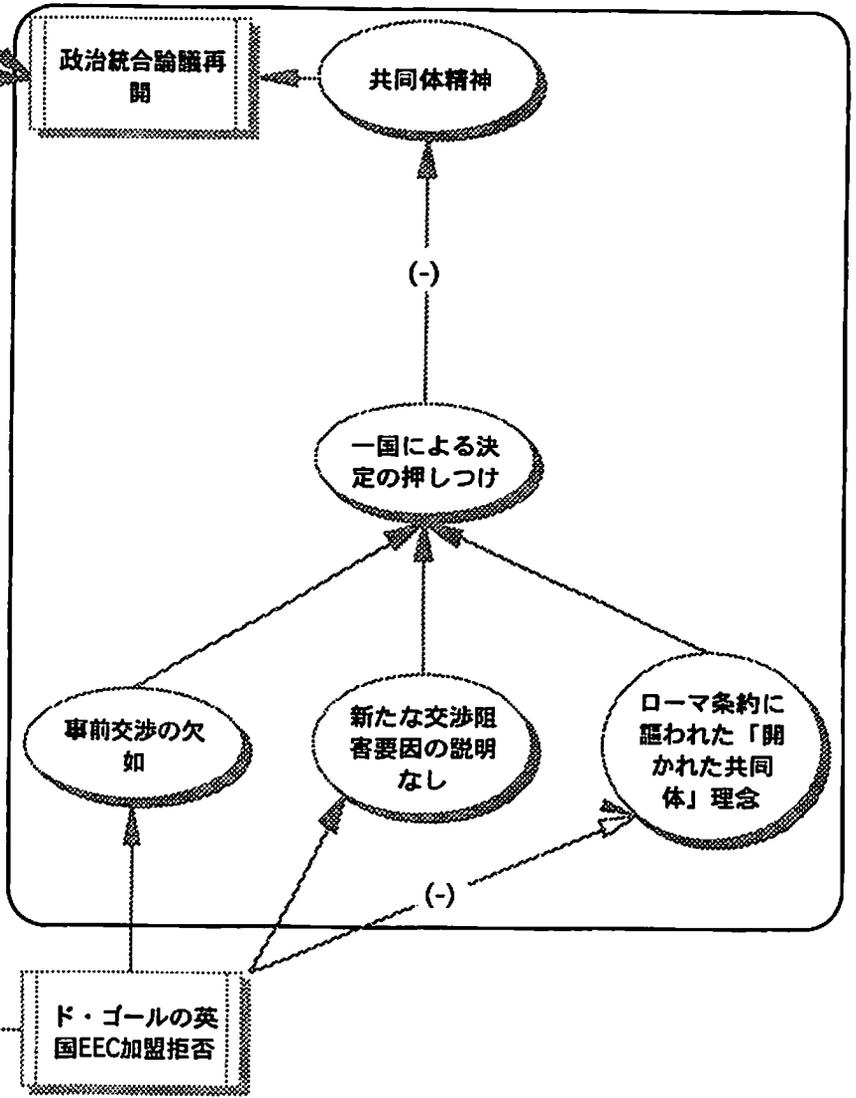


スパーク本来の構想

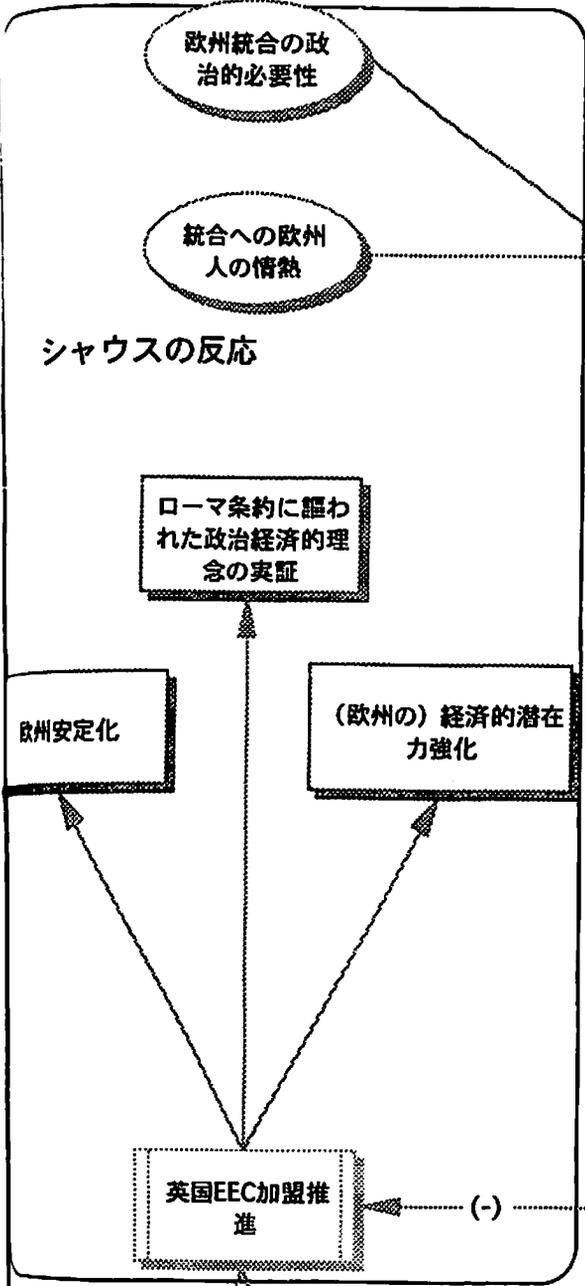


「爆弾声明」へのベネルックス3国の反応

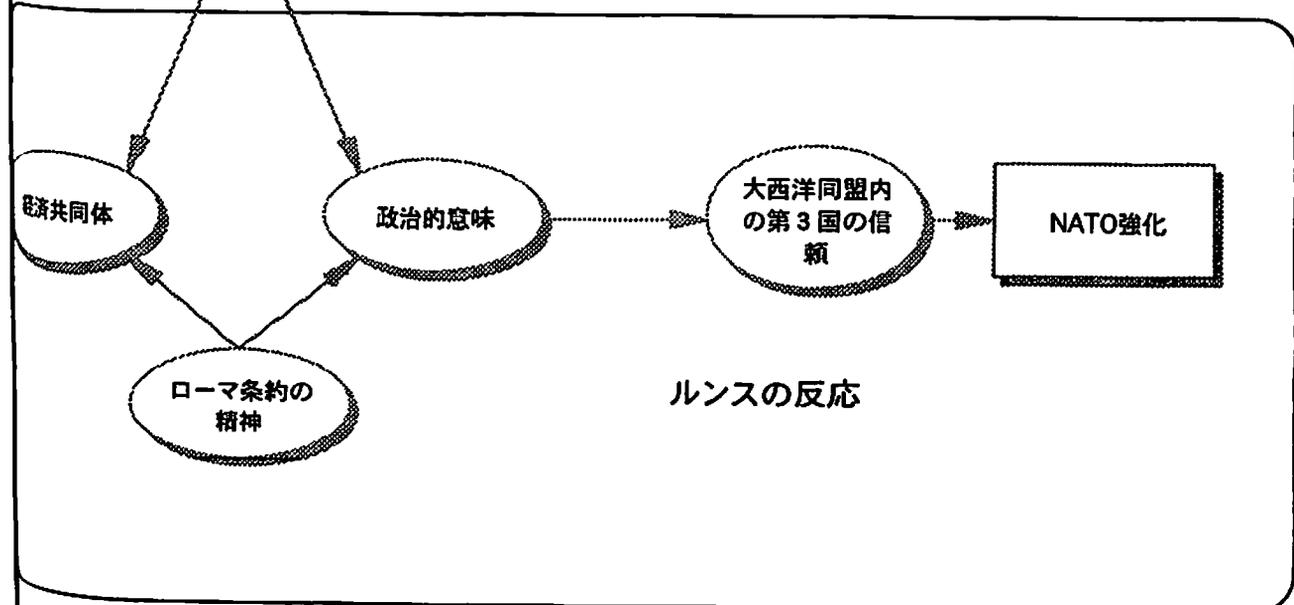
スパークの反応



シャウスの反応



ルンスの反応



スパーク、スパーク・プランの提案

